

面会制限の緩和のお知らせ

令和7年3月10日以降の面会は下記の通りとします。
(今後の感染状況により変更となる場合もございます。)

◆面会時間 **毎日14:30～16:30迄の時間内で
1日1回**(事前予約不要)

※他時間は、処置やベッドメイキング・ケア等で対応出来かねます。

※荷物のお届けについても同時間帯でお願いいたします。
上記時間内での荷物のお届けが難しい場合は、事前に
9:00～17:00の間に病棟へご連絡ください。

◆人数 **4名まで**
◆場所 病室かデイルーム



※状況に応じて変更になる場合があります。

◆面会当日 病棟ナースステーション入り口にて受付をお願いいたします。患者さんの病状や状況により面会ができない場合があります。



面会の際は下記の通りお願いいたします

- 病院内では「手指衛生徹底」と「不織布マスクの着用」をお願いします。
- 面会時、発熱や喉の痛みなどの症状のある方は、面会をお断りすることになります。
- 面会時には患者さんにもマスクを着用していただきますので患者さんのマスクもお持ちください。面会時は飲食をしないこと。
- 面会中にリハビリや検査等が入る場合は、リハビリや検査等を優先させていただきます。又、面会の際にケア中やリハビリ中の場合30分前後お待ちいただく場合があります。
- 面会時間を守れない場合、次回面会が出来なくなることがあります。ご留意ください。

ご協力をお願いいたします。



篠田総合病院 病院長

面会規定

1. 目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

(1) 毎日 14時30分～16時30分対面時間の制限なし

診療、看護ケア、検査、リハビリその他の事情により、病棟スタッフの判断で面会時間を調整することがある。

4. 面会人数および回数

面会人数および回数は次の条件とする。

(1) 面会は、1患者につき面会者4名、1日1回までとする。同一の面会者が同日に複数回面会することはできない。ただし、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

5. 面会者

面会者は原則として次の者とする。

(1) 面会者は、サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者に限る。

6. 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

- (1) 面会者に過去1週間以内発熱（37.5℃以上）、咳、喉の痛みなどの症状がある場合
- (2) 面会者が感染症の疑いがある場合（同居家族が感染症に罹患している場合も含む）
- (3) 酒気帯びの状態
- (4) 医師または病棟スタッフが面会を控える必要があると判断した場合

7. 面会受付

(1) 面会者は各病棟のエレベーターホールにて面会申込書を記入する。

記載内容：面会日時、患者氏名、面会者氏名全員、体調確認

8. 面会場所

面会場所は原則として次の場所とする。状況に応じて変更になる場合有。

(1) 病室

(2) デイルーム

9. 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守する。

(1) 面会前後に手指衛生を実施すること

(2) サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること（患者用マスクも準備していた
だく）

10. 例外的面会の取り扱い

次の場合には時間外面会を認めることがある。

(1) 病状説明

(2) 重症患者

(3) 終末期

(4) 主治医または看護師長が必要と判断した場合

11. 代替手段

感染状況や患者の状態により対面面会が困難な場合は、オンライン面会または電話連絡等の代替手段を提案し、希望があれば支援する。

12. 周知

本規定の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

13. 感染症流行時の対応

地域または院内において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

(1) 面会人数の制限

(2) 面会時間の短縮

(3) 面会場所の指定

(4) 面会の禁止とオンライン面会等の代替手段の検討

これらの措置は、感染状況を踏まえ、院内感染対策委員会の会議で検討し運営管理者会議の判断により決定する。

なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

14. 規定の制定および見直し

本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規定の制定および改訂は、運営管理者会議で決定する。

本規定は 2026 年 6 月 1 日より施行する。